

## 議案第 8 4 号

### 八頭町の公平委員会の事務の受託に関する規約を定める 協議について

八頭町の公平委員会の事務の受託に関する次の規約を定める協議をすることについて、  
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第  
2 5 2 条の 2 第 3 項本文の規定により、本議会の議決を求める。

平成 1 7 年 2 月 2 4 日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 八頭町と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

##### (公平委員会の事務の委託)

第 1 条 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、八頭  
町（以下「甲」という。）は、同法第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の事務を鳥取県  
（以下「乙」という。）に委託する。

##### (経費)

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理す  
るために要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

##### (その他必要な事項)

第 3 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協

議して定める。

附 則

この規約は、平成17年3月31日から施行する。